平成２４年（フ）第９７７２号
東京都墨田区江東橋２―10―２―202、住民票上の住所東京都江東区枝川１丁目13―４
債務者　金本美紅こと　金　　美紅
1　決定年月日時　平成24年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９７７３号
東京都大田区西蒲田４丁目13―８　ニューラグンＡ202
債務者　小形慎之輔
1　決定年月日時　平成24年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９７７８号
東京都三鷹市井の頭１丁目14―20―313　キャンパーツリー２号館
債務者　佐藤　康夫
1　決定年月日時　平成24年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９７９２号
神奈川県横浜市戸塚区南舞岡４丁目13―17
債務者　和光メリータこと　ワコウ　メリータ　フランテス
1　決定年月日時　平成24年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９８０６号
東京都葛飾区白鳥３丁目15―10―501
債務者　墨谷　　実
1　決定年月日時　平成24年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９８０７号
東京都葛飾区白鳥３丁目15―10―501
債務者　墨谷エリオノォルこと　スミヤ　エリオノォル　カポワン
1　決定年月日時　平成24年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９８０８号
千葉県木更津市羽鳥野６丁目８－５
債務者　山下　　哲
1　決定年月日時　平成24年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９８１４号
東京都武蔵野市中町１丁目39―13―101
債務者　吉井　徳望
1　決定年月日時　平成24年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９８２７号
東京都あきる野市平沢337―１
債務者　北嶋　　廣
1　決定年月日時　平成24年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９８３０号
東京都練馬区大泉学園町７―23―21―104、住民票上の住所東京都練馬区大泉学園町７丁目23―21―105
債務者　高倉　敏明
1　決定年月日時　平成24年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９８３１号
東京都中野区本町１丁目22―２―201
債務者　福岡　信夫
1　決定年月日時　平成24年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４２号
沖縄県うるま市字江洲18番地
債務者　宮城　勝美（旧姓宇栄原）
1　決定年月日時　平成24年８月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第８２０号
東京都町田市山崎町2130番地山崎団地７―32―509
債務者　桑原　三郎
1　決定年月日時　平成24年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月17日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１２号
熊本県八代市花園町17番地４
債務者　濵田　光朝
1　決定年月日時　平成24年８月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月17日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月17日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２４年（フ）第９８０３号
東京都中野区中野６丁目５－１―201
債務者　中瀬　典彦
1　決定年月日時　平成24年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２６１号
愛知県岡崎市矢作町字橋塚13番地　ドミール矢作102、前住所愛知県岡崎市北本郷町字神明13番地８
債務者　水野建装こと　水野　信次
1　決定年月日時　平成24年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月24日午後１時40分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係